

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当)  
たるときは、そ  
の翌日)

### ◇告

#### 示

### 目次

- 字の区域の新設等
- 保険医の登録
- 保険薬剤師の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
- 土地改良法による換地処分
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林(三件)
- 漁港管理者の指定の取消しについての公聴会の開催
- 県営住宅の家賃等の徴収事務の委託
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

### ◇公

#### 告

漁港管理者の指定の取消しについての公聴会の開催  
 県営住宅の家賃等の徴収事務の委託  
 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

## 告 示

### 鳥取県告示第九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、八束町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による東地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十五年八月五日現在の地番による。)

大字東字中折戸

- 大字東字下金崎一九の一部、二〇の一部、二〇の二の一部、二二の一部、二二の一、二二の二、二二の三の一部、二三の一、二三の二の一部、二四の一部、三二の一部、三二の一の一部、三三の一部、三四、三五の一、三五の二、三六、三七、三八の一、三八の二、三九、四〇、四一の一、四四の一の一部、四五の一の一部、四六、四七の一部、四

	<p>大字東字中大塚</p>
<p>八の一、四八の二の一部、四九の一の一部、四九の二の一部、五〇の一の一部、五〇の二の一部、五一から五三まで、五四の一部、五五の一、五五の二、五六の一の一部、五六の二、五七、五七の一、五八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字東字下折戸一五七の一部、一五八の一部、一五八の一、一六〇の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字東字中ナメ一六二、一六三の一部、<u>一六四</u>合併、一六四の一、一六六の一の一部、一六六の二、一六六内第一、一六七、一六八、一六八の一、一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字東字向大塚一七〇、一七一、一七二の一部、一七七の一部、一七九の一部、一八〇の一部、一八一の一部、一九九の一部、二〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字東字ワル田二〇一の一部、二〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字東字中ナメ一六三の一部、一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字東字向大塚一七七から一七九までの一部、一七九の一、一八〇の一部、一八一の一部、一八二から一八四まで、一八五の一、一八五の二、一八七、一八七の一、一八七の三、一八八の一、一八九の一、一九〇の一、一九一の一、<u>一九二</u>合併、一九四の一、一九五、一九六の一、一九六の二、一九七、一九八の一、一九八の二、一九九の一部、二〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字東字ワル田二〇一の一部、二〇二の一の一部</p>
<p>大字徳丸字向河原</p> <p>二〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字東字大塚三六八の一の一部、三六九の一部、三七〇の二から三七〇の四まで、三七一、三七二の一、三七二の二、三七二の四、三七二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字東字櫃ヶ尻三七四の一、三七四の二及び三七五の四と一体をなす国有地の一部、大字徳丸字中向河原一五四から一五四四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字徳丸字下向河原一五四七、一五四八から一五五二までの一部、一五五二、一五五三の二から一五五三の三まで、一五五四の二の一部、一五五五の二、一五五六の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字徳丸字中向河原一五一八の二、一五一八の三、一五二〇の一、一五二〇の二、一五二一の一、一五二二の一、一五三四の一、一五三五、一五三六の一、一五三九の三、一五四〇の一、一五四一の一、一五四二の二、一五四二から一五四四までの一部、一五四五、一五四六の一及びこれらと一体をなす国有地、大字徳丸字下向河原一五四八から一五五一までの一部、一五五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字東字下金崎四三の一、四三の二、四四の一の一部、四四の二、四五の一の一部、四七の一部、四八の二の一部、四九の一の一部、四九の二の一部、五〇の一の一部、五〇の二の一部、五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字東字向大塚一七二の一部、一七三の二から一七三の三まで、一七四の二から一七四の三まで</p>

<p>で、一七五の一、一七五の二、一七六、一七七の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p> <p>同上の区域(昭和五十五年八月五日現在の地番による。)</p>	<p>大字東字金崎</p> <p>大字東字金崎のうち九の二、一一の一、一二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字東字下金崎</p> <p>大字東字下金崎のうち一七の四、一七の六、一八の一、一九の一部、二〇の一、二〇の二、二一、二二の一、二二の二、二二の三の一部、二三の一、二三の二の一部、二四の一部、三三の一部、三三の二の一部、三三の三の一部、三四、三五の一、三五の二、三六、三七、三八の一、三八の二、三九、四〇、四一の一、四三の一、四三の二、四四の一、四四の二、四五の一、四六、四七、四八の一、四八の二、四九の一、四九の二、五〇の一、五〇の二、五一から五四まで、五五の一、五五の二、五六の一、五六の二、五七、五七の一、五八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字東字金崎九の二、一一の一、一二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一三の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>戸</p> <p>大字東字上ミ折</p> <p>大字東字上ミ折戸のうち五九の一、五九の二、五九の六、六一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東字隈田</p> <p>大字東字隈田のうち一四五の二、一四六の二、一四六の四、一四七、一四八の一、一四八の三、一四八の五、一四九、一四九の一、一五〇の一、一五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字東字下折戸</p> <p>大字東字下折戸のうち一五七の一部、一五八の一部、一五八の一、一六〇の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字東字下金崎一七の四、一七の六、一八の一部、一九の一部、二〇の一部、二〇の二の一部、二〇の三の一部、二一の一部、五六の一部、五八の一部、五八の二の一部、二二の一部、二二の二の一部、二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字東字上ミ折戸五九の一、五九の二、五九の六、六一の二及びこれらと一体をなす国有地、大字東字隈田一四五の二、一四六の二、一四六の四、一四七、一四八の一、一四八の三、一四八の五、一四九、一四九の一、一五〇の一、一五〇の二及びこれらと一体をなす国有地、大字東字中ナメ一六六の一の一部、一六六次一及びこれらと一体をなす国有地、大字東字ワル田、二〇二の一の一部、二〇二の二の一部、二〇三の一部、二〇四から二〇六まで、二〇六の一、二〇七、二〇八から二一〇までの一部、二一一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字東字トフ々々二一二の一の一部、二一二の三、二一三の一部、二一五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字東字向大塚</p> <p>大字東字向大塚のうち一七〇から一七二まで、一七三の一から一七三の三まで、一七四の一から一七四の三まで、</p>		

<p>大字東字トフ々</p>	<p>一七五の一、一七五の二、一七六から一七九まで、一七九の一、一八〇から一八四まで、一八五の一、一八五の二、一八七、一八七の一、一八七の三、一八八の一、一八九の一、一九〇の一、一九一の一、<u>一九二</u>合併、一九四の一、一九五、一九六の一、一九六の二、一九七、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東字下モ井 手下</p>	<p>大字東字トフ々々のうち二二二の一、二二二の三、二二三、二二四、二二五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字東字下モ井手下のうち二三一の六以外の区域</p>
<p>大字東字小島</p>	<p>大字東字小島のうち三三五の二、三三六、三三七の二、三三八の一、三三九の一、三三九の三、三四三の二、三四四の一、三四四の四、三四五の一、三四五の二、三四六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東字ホフソ 田</p>	<p>大字東字ホフソ田のうち三五二の一から三五二の四まで、三五三の一の一部、三五三の二、三五四、三五五の一、三五五の二、三五六の一から三五六の三まで、三五七、三五八、三五九の一から三五九の三まで、三六〇から三六三まで、三六三の一、三六四、三六五、三六六の一から三六六の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三五一の一</p>
<p>大字東字大塚</p>	<p>と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字東字大塚のうち三六八の一の一部、三六九の一部、三七〇の一から三七〇の四まで、三七一、三七二の一、三七二の二、三七二の四、三七二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字東字ワル田二〇一の一部、二〇二の一の一部、二〇二の二の一部、二〇三の一部、二〇八から二一〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字東字トフ々々二二二の一の一部、二二三の一部、二二四、二二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字東字下モ井手下二三一の六、大字東字小島三三五の二、三三六、三三七の二、三三八の一、三三九の一、三三九の三、三四三の二、三四四の一、三四四の四、三四五の一、三四五の二、三四六及びこれらと一体をなす国有地、大字東字ホフソ田三五二の一から三五二の四まで、三五三の一の一部、三五三の二、三五四、三五五の一、三五五の二、三五六の一から三五六の三まで、三五七、三五八、三五九の一から三五九の三まで、三六〇から三六三まで、三六三の一、三六四、三六五、三六六の一から三六六の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三五一の一と一体をなす国有地の一部並びに大字東字櫃ヶ尻三七三の三及び三七八の五</p>	<p>大字東字櫃ヶ尻</p> <p>大字東字櫃ヶ尻のうち三七三の三及び三七八の五並びに三七四の一、三七四の二及び三七五の四と一体をなす国有</p>

地の一部以外の区域

大字徳丸字中向河原のうち一五一八の一、一五一八の三、一五二〇の一、一五二〇の二、一五二一の一、一五二二の一、一五三四の一、一五三五、一五三六の一、一五三九の三、一五四〇の一、一五四一の一、一五四一の二、一五四二から一五四五まで、一五四六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字徳丸字下向河原のうち一五四七から一五五二まで、一五五三の一から一五五三の三まで、一五五四の一、一五五五の一、一五五六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字東字中ナメ及び大字東字ワル田

廃止する字の名称

鳥取県告示第九十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名 登録の記号及び番号 登録の年月日

藤田 力 鳥 医 第二、五七九号 昭和五十六年一月三十一日

鳥取県告示第九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名 登録の記号及び番号 登録の年月日

渡部 循子 鳥 薬 第四四五号 昭和五十六年一月十九日

鳥取県告示第一百号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
藤 田 医 院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇	昭和五十六年二月一日

鳥取県告示第百一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
藤 田 医 院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇	全 国	昭和五十六年二月一日

鳥取県告示第百二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令年三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
太 田 誠	鳥国医第二、五七五号	昭和五十六年一月八日
吉 田 良 平	鳥国医第二、五七六号	昭和五十六年一月十二日
渡 部 循 子	鳥国薬第四四五号	昭和五十六年一月十九日
藤 田 力	鳥国医第二、五七九号	昭和五十六年一月三十一日

鳥取県告示第百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、米子市成実土地改良区の定款の変更を昭和五十六年二月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十四号

昭和五十五年十月十八日付けで東鴨土地改良区から申請のあつた土地改良(広瀬地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市下大江一八三番二地東鴨土地改良区事務所  
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十五号

昭和五十六年一月十日付けで米子市成実土地改良区から申請のあつた土地改良(成実地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
米子市役所及び米子市古市三七四の一番地米子市成実土地改良区事務所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六号

昭和五十五年九月十九日付けで江府町から申請のあつた土地改良(俣野(主坂)地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七号

昭和五十五年十月二十日付けで江府町から申請のあつた土地改良(貝田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八号

昭和五十五年十二月二十六日付けで用瀬町から申請のあつた鷹狩地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十



二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
用瀬町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

昭和五十六年一月十四日付けで鳥取市から申請のあつた高草地区第三工区の換地計画については、審査した結査適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第一百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、八東町から同町が行う土地改良事業に係る東地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字国坂字小野尻一六二一の一、一六二一の四から一六

二一の九まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字浜通り二四七五の三〇九、字中浜二四七五の

一〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

鳥取県告示第百十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又一 一九六三の三七

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第百十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字瓢葦山七一九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百十五号

漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二十五条第四項の規定に基づき、東漁港の漁港管理者の指定の取消しについての公聴会を次のとおり開催する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一日時 昭和五十六年二月十七日午後二時
- 二 場所 岩美郡岩美町大字浦富 岩美町役場
- 三 開催目的 東漁港の漁港管理者を岩美町から鳥取県に変更するため
- 四 利害関係人の意見の提出期限及び提出先

提出期限 昭和五十六年二月十六日

提出先 鳥取県農林水産部漁港課

鳥取県告示第百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、円通寺団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務を鳥取市に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催す

る。

昭和56年2月10日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和56年3月6日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和56年3月13日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日から昭和54年4月15日までの間に開催された乙種又は丙種の狩猟者講習会の課程を修了した旨の証明書を受け付けている者を除く。

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 4時間
- (2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具及び印
- (2) 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会受講手数料の額(3,000円)に相当する鳥取県収入証紙